

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例

平成15年3月17日

条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、熊本市情報公開・個人情報保護審議会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問庁 次条第1号から第4号までに規定する諮問をした市の機関をいう。
- (2) 文書等 熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号の文書等で、情報公開条例第12条第1項の開示等の決定に係るものをいう。
- (3) 保有個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第78条第1項第4号に規定する開示決定等、第94条第1項に規定する訂正決定等若しくは第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報又は熊本市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第73号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第20条第5号アに規定する開示決定等、第35条第1項に規定する訂正決定等若しくは第42条第1項に規定する利用停止決定等に係る議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。

(設置)

第3条 次に掲げる事務を行うため、市に、熊本市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 情報公開条例第18条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

- (4) 熊本市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第60号）第7条又は議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (5) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による意見聴取に応じ調査審議すること。
- (6) 情報公開制度又は個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市の機関に建議すること。

（組織）

第4条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度について識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第7条 審議会に、第3条第5号に掲げる事務を処理するための特定個人情報保護評

価専門部会その他の規則で定める部会を置くことができる。

- 2 部会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、市長が委嘱し、その任期は、市長がその都度定めるものとする。
- 4 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。
- 5 部会の委員（専門委員を含む。）の定数は、規則で定める。
- 6 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。この場合において、部会長は、審議会に決定内容を報告するものとする。
- 8 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」とする。

（情報公開条例に基づく開示等の決定等に関する審査請求に係る調査権限）

第8条 審議会は、第3条第1号に規定する審査請求についての審議のために必要があると認めるときは、諮問庁に対し、文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された文書等の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、第1項に規定する審議のために必要があると認めるときは、諮問庁に対し、文書等に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、第3条第1号に規定する審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第9条 審議会は、審査請求人等（第3条第1号に規定する審査請求に係る事件に関するものに限る。以下第12条までにおいて同じ。）から申立てがあったときは、

当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第11条 審議会は、第3条第1号に規定する審査請求についての審議のために必要があると認めるときは、その指名する委員に、第8条第1項の規定により提示された文書等を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審議会は、第8条第3項若しくは第4項又は第10条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審議会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるとき

は、この限りでない。

4 審議会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

5 第2項の規定による閲覧の手数料は、無料とする。

(調査審議手続の非公開)

第13条 第3条第1号に規定する審査請求について審議会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第14条 審議会は、第3条第1号に規定する諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(個人情報保護法に基づく開示決定等に関する審査請求に係る調査審議の手続)

第15条 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第5章第1節第2款に定めるもののほか、第3条第2号に規定する審査請求についての調査審議の手続については、第8条(第4項を除く。)、第11条、第12条第1項及び第3項並びに第13条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条第1項	文書等	保有個人情報
第8条第3項	文書等に記録されている情報	保有個人情報に含まれている情報
第11条	文書等を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。	保有個人情報を閲覧させることができる。
第12条第1項	第8条第3項若しくは第4項又は第10条の規定による意見書又は資料	第8条第3項に規定する資料又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適

		用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料（以下単に「資料」という。）
	当該意見書又は資料	当該資料
	この項及び次項	この項
第12条第3項	送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようと	送付をしようと
	送付又は閲覧	送付
	意見書又は資料	資料

（議会個人情報保護条例に基づく開示決定等に関する審査請求に係る調査審議の手続等）

第16条 第3条第3号に規定する審査請求についての調査審議の手続等については、第8条から第14条までの規定を準用する。この場合において、第8条第1項及び第11条の規定中「文書等」とあるのは「保有個人情報」と、第8条第3項の規定中「文書等に記録されている情報」とあるのは「保有個人情報に含まれている情報」と

（個人情報の適正な取扱いに関する諮問に係る調査審議の手続等）

第17条 第3条第4号に規定する諮問についての調査審議の手続等については、第13条及び第14条の規定を準用する。この場合において、第13条の規定中「公開しない。」とあるのは「公開しない。ただし、審議会が必要があると認めるときは、この限りでない。」と、第14条の規定中「答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の」とあるのは「答申の」と読み替えるものとする。

（特定個人情報保護評価に関する意見聴取に係る調査審議の手続等）

第18条 第3条第5号に規定する意見聴取についての調査審議の手続については、第13条の規定を準用する。

2 審議会は、第3条第5号に規定する意見聴取への回答をしたときは、その内容を

公表するものとする。

(情報公開制度又は個人情報保護制度に関する建議に係る調査審議の手續等)

第19条 第3条第6号に規定する建議についての調査審議の手續については、第13条の規定を準用する。この場合において、第13条の規定中「公開しない。」とあるのは、「公開しない。ただし、審議会が必要があると認めるときは、この限りでない。」と読み替えるものとする。

2 審議会は、第3条第6号に規定する建議をしたときは、その内容を公表するものとする。

(庶務)

第20条 審議会の庶務は、総務局において行う。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

(罰則)

第22条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(熊本市個人情報保護条例の一部改正)

2 熊本市個人情報保護条例(平成13年条例第43号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年12月26日条例第75号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31

年条例第27号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成28年3月24日条例第5号)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた熊本市情報公開条例の一部を改正する条例(平成28年条例第3号)による改正前の熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号。以下「改正前の情報公開条例」という。)の規定による開示等の決定又は施行日前にされた改正前の情報公開条例の規定による開示請求に係る不作為についての不服申立てに係る熊本市情報公開・個人情報保護審議会の調査審議等については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にされた熊本市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成28年条例第4号)による改正前の熊本市個人情報保護条例(平成13年条例第43号。以下「改正前の個人情報保護条例」という。)の規定による開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定又は施行日前にされた改正前の個人情報保護条例の規定による開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての不服申立てに係る熊本市情報公開・個人情報保護審議会の調査審議等については、なお従前の例による。

附 則(令和2年12月18日条例第60号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月20日条例第61号)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第62号)第1条の規定による廃止前の熊本市個人情報保護条例(平成13年条例第43号)の規定による開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に係る熊本市情報公開・個人情報保護審議会の調査審議等については、なお従前の例による。